元に戻すべきこと

日本国憲法施行63年を前に

原 秀成

国民の信託に応えてほしい

〈政権交代〉

日本国憲法の前文は「国政は、国民の厳粛な信託による」と高らかに規定する。二〇〇九年の政権交代は、まさに「国民の厳粛な信託」を受けて起きた。一九九六年に小選挙区比例代表並立制が実施されて以来十三年間続いた、自民党政権を拒否する「国民」の審判だった。

〇一年からの世界や日本には、暗雲が立ちこめていた。自作自演も疑われている9・11テロを契機に、〇三年、イラク戦争が始まる。二〇〇〇年代は、《イラク戦争の十年》だった。

日本では、〇六年、安倍内閣が、イラク派兵に連動して憲法改正を唱え、国民投票法（憲法改正手続き法）・防衛省設置法・教育基本法改定の三法案を提出する。多くの人々が反対し、デモも起きた。

法案の不十分な報道、反論を許さない異常な雰囲気、矢継ぎ早の審議は、戦時立法の様相だった。民主、共産、社民、国民新の各党は、国民投票法案に強硬に反対した。しかし小選挙区ゆえに衆議院議席の三分の二をえた自民、公明の与党は、数に頼った議会運営で、これらを強引に成立させた。

だが「国民」は黙っていなかった。〇七年の参院選で、安倍政権を拒絶し、民主党が大勝した。続く福田、麻生内閣は、無為のまま、〇九年の衆院選で政権交代となる。この経過を忘れてはならず、また現状に慣らされてもならない。GHQ（同盟国最高司令部）で国会改革を担当したJ・ウィリアムズは一九五一年、東京での講演で「防衛省を作る動きが出たら議会制度の存続が心配だ」と述べている。

〈二大政党制〉

小選挙区による二大政党制では、議席数の変化が激しく、強行採決もなされた。それゆえ政権が代われば、それを打ち消す機敏な対応が必要である。

同時に戦後処理は、迅速を要す。四五年九月に対日戦争が終わるや、米国は兵員を減員し、戦略事務局を解体した。一日でも早く戦争体制を解消し、民主制を回復すべきだという思想がある。

イラクに大量破壊兵器は発見されず、国連決議を無視した米英に追随した日本の戦争責任は重い。イラク派兵には、違憲判決も出た。イラク戦争が終わるや、米国大統領オバマは「チェンジ」と叫び、平和を回復しつつある。機敏性が、米国の強みではある。

最近の日本は、世界の動きに逆行している。前述の三法は、それぞれ表現の自由、第九条と文民統制、思想の自由に照らし、違憲性が強い。格上げされた防衛省のまま、予算を浪費すれば、赤字国債は増え、国は滅びかねない。格差社会を放置しての、派兵や給油に「国民」は首をかしげた。教育基本法の愛国心や伝統尊重も、戦争の産物だ。戦争が終わった今、これらを元に戻すことが必要だ。政権をとったら、反対した国民投票法の廃止を「国民」は「信託」している。それは、二大政党制下の憲法原理でもある。違憲法令排除法の制定や、憲法調査会を憲法擁護義務調査会にするのも一案だ（憲法第九九条）。

「国民」の平和願望は根強い。平和や「一層大きな自由」は、国連憲章も定める。平和と自由を回復しうる機会は貴重である。平和を重視し、主張を貫く政党は、支持をえられる。「信託」にこたえる新たな勢力が生まれる可能性もある。司法府にも民意を反映しうる。内閣は、定年まで年数の長い若くて革新的な人を、最高裁の判事に任命することもできる（憲法第七九条）。民主党政権は、あと三年しか保証されていない。国際的で長期的な視点こそ必要だろう。

〈世界標準〉

戦争犯罪を裁く、一九九八年の国際刑事裁判所（ICC）規程を、日本も二〇〇七年に批准し、地球上から武力行使が撲滅されようとしている。イラク戦争後、もはやいかなる武力行使も許されない。世界が平和を求めている。

日本国憲法第九条こそが勝利しつつある。第九条は世界遺産だと私は指摘してきた。いまや第九条は、《世界標準》になろうとしている。今後十年は、世界に恒久平和の「法の支配」を及ぼす人類史の岐路にある。恒久平和を主導した国が、世界を率いる。このことを真剣に認識し、心ある政治家が、「国民の厳粛な信託」にこたえることを、切に望みたい。

◇

はら・ひでしげ＝憲法学者
・世界人権研究所長　著書『日本国憲法制定の系譜』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（日本評論社、続刊中）が原案の映画「太陽と月と―私たちの憲法の人々の情熱」を総監修。